

令和 2 年度看護関係予算概算要求について

令和元年 8 月 29 日 (木)
厚 生 労 働 省

令和2年度 看護関係予算概算要求の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

- ① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 一部新規 拡充 592百万円（492百万円）
特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な実施及び特定行為研修を修了した看護師の確保を図るため、看護師の特定行為研修を実施する研修機関の設置準備に必要な経費や運営に必要な経費に対する支援を行う。また、特定行為に係る看護師の研修制度の普及・理解促進や研修受講者の確保を図るため、研修制度に関するシンポジウム開催や研修受講に関する情報発信に対する支援を行う。さらに、特定行為研修修了者を複数名雇用する医療機関等におけるモデル的な取組に必要な経費に対する支援を行う。特定行為研修に係る申請書作成や報告等の手続きを電子的に行うための検討・調査を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 58百万円（58百万円）

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に対する支援を行う。

- ③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金41億円の内数
看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

- ① 在宅看取りに関する研修事業 拡充 29百万円（22百万円）
在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関する手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修等の実施するために必要な経費に対する支援を行う。

- ② 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 8百万円（80百万円）
看護教員等の養成における通信制教育（e ラーニング）の実施に対する支援を行う。

- ③ 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円（11百万円）
看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に対する支援を行う。

(3) 看護業務の効率化に向けた取組の推進

- 看護業務効率化先進事例収集・周知事業 27百万円（27百万円）
看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定し、取組を周知するとともに、選定した先進的な取組を他施設が試行する際の必要経費について支援する。

2. 看護職員の確保対策等

(1) ナースセンターの機能強化等による復職支援等

① 中央ナースセンター事業

343百万円（348百万円）

看護師等の未就業者の就業促進など看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンターの取組の支援・指導・調整などに対する支援を行う。また、相談員の資質向上や訪問看護等へのマッチング強化を図るための都道府県ナースセンター相談員に対する研修の実施、無料職業紹介システム（eナースセンター）等ナースセンターの総合的な復職支援の実施に対する支援を行う。

② 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

※医療提供体制推進事業費補助金235億円の内数

都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

① 看護職員確保対策特別事業

44百万円（44百万円）

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に対する支援を行う。

② 助産師活用推進事業 **拡充**

※医療提供体制推進事業費補助金235億円の内数

医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。

③ 医療専門職支援人材確保・活用促進事業 **新規** 91百万円（0百万円）

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者のような医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材向け入職研修のeラーニング作成や医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介など普及啓発を行うとともに、医療機関マネジメント層向けの医療専門職支援人材の活用・確保方法等に関する情報発信等を行う。

(3) 医療現場における暴力・ハラスメント対策普及啓発事業 **新規**

34百万円（0百万円）

医療現場における患者からの暴力やハラスメントを防止するため、暴力・ハラスメントに対する教材（e-ラーニング）を作成・周知することで、医療機関等における暴力・ハラスメント対策の実施を促す。

(4) 「看護の日」30周年記念とNursing Now Campaign in Japan推進事業 **新規**

34百万円（0百万円）

「看護の日」30周年記念とNursing Now Campaign in Japanの記念行事を開催するための経費を確保する。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

166百万円（166百万円）

① 外国人看護師受入支援事業

62百万円（62百万円）

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円（104百万円）

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金235億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るために、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

事項要求（68,910百万円）

各都道府県が策定した地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携等に関する事業が一層本格化する。また、病床の機能分化・連携を進めるためには、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保についても、併せて推進する必要がある。2025年に向けて、地域医療構想の達成を推進するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援が求められる。

（参考）【対象事業】

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

② 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

③ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

（2）地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業（例）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援

② 居宅等における医療の提供に関する事業

- 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
- 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援

③ 医療従事者の確保に関する事業

- 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
- 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
- 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
- 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
- 看護師宿舎の整備に対する支援
- 看護職員の就労環境改善（多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など）に対する支援
- 看護職員の勤務環境改善のための施設整備（病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設）に対する支援
- 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
- 医療勤務環境改善支援センターの運営

5. その他

看護職員も含めた医療従事者に対する各種研修等事業

【医政局地域医療計画課分】

① 救急医療業務実地修練等経費

・看護師救急医療業務実地修練研修事業 ※救急医療業務実地修練等経費 13百万円の内数

　救急看護業務を担う看護師の日常の救急看護能力の向上を図るとともに、救急外来等において、患者をトリアージできる知能・技能を習得するための研修を行う。

・保健師等救急蘇生法指導者講習会

※救急医療業務実地修練等経費 13百万円の内数

　保健所勤務保健師等を対象に、救急蘇生法を教える指導者の養成を図るために講習会を実施する。

② ドクターへリ事業従事者研修事業

7百万円（7百万円）

　ドクターへリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等の養成・育成を図るための研修を行う。

③ 外傷外科医養成研修事業

11百万円（11百万円）

　重傷外傷の治療を担う医師・看護師を養成するため、重傷外傷に迅速かつ適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るための研修の実施に対する支援を行う。

④ NBC災害・テロ対策研修事業

7百万円（7百万円）

　NBC（核、生物、化学）災害及びテロ発生時に適切な対応ができる医師等を養成するため、NBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を行う。

⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業

※DMAT体制整備事業 520百万円の内数

　災害急性期（発生後48時間以内）において、被災地で医療を提供するDMAT隊員（医師・看護師・業務調整員）を養成するための研修を行う。

⑥ 災害時小児周産期リエゾン養成研修事業

6百万円（6百万円）

　災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーターをサポートする者を養成するための研修を行う。

⑦ 在宅医療関連講師人材養成事業

23百万円（23百万円）

　小児を含む在宅医療、訪問看護の推進に資する、専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成の取組を主導できる講師人材の養成等を行う。

⑧ 人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業

101百万円（100百万円）

　本人の意思を尊重した人生の最終段階における医療・ケアを実現するため、本人や家族等の相談にのる医療従事者の育成研修等を行う。

⑨ 院内感染講習会事業

26百万円（26百万円）

　医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策を実施するため、医療従事者を対象として組織的な対応方針の指示や教育等についての講習会を実施する。

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和2年度概算要求額 591,523千円（令和元年度予算額 491,541千円）

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためにには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たず(手順書により)一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成する必要がある。(平成27年特定行為研修制度を創設)
- 特定行為研修修了者を効果的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

207,583千円（145,371千円）

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。【補助先：指定研修予定機関】

導入促進支援事業(指定研修機関指定前の補助)



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

11,685千円（11,685千円）

医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウム等を開催する。看護師が特定行為研修に係る情報を収集し、ポータルサイトを設置・運営する。【補助先（委託先）：公募により選定した団体】

特定行為研修修了者に係る特定行為実践モデル事業

26,994千円（0千円）【新規】

特定行為研修修了者を複数名雇用する医療機関等において、効果的な特定行為実践を行ったためのシステム作り、修了者の段階的な雇用等、モデル的な取組を行う。【補助先（委託先）：特定行為研修の修了者（複数名以上）を有する医療機関等】

看護師の特定行為における指定研修機関電子申請手続等に係る検討・調査事業

18,134千円（0千円）【新規】

指定研修機関が行う特定行為研修に係る申請書作成や報告等の手続きを電子的に行うための検討・調査を実施する。【補助先（委託先）：公募により選定した団体】

看護師の特定行為による指導者育成事業

令和2年度概算要求額 58,088千円（令和元年度予算額 58,088千円）

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るために手順書による一定の診療の補助（特定行為）を行なう看護師を養成するためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに行なう看護師を養成するためには、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保ししつつ、研修を円滑かつ効果的に行なうためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。
- このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効果的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修修了者や課題について、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担など、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

指導者育成事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者育成

- ・ 目 的：特定行為研修の質の担保を図るために、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・ 概 要：指導者（予定者含む）に対して、指導者講習会を実施
- ・ 委託先：公募により選定された団体
- ・ 備 考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

厚生労働省



指導者講習会の実施に必要な
経費を支援

指定研修機関や実習施設における実習
指導者向け講習会の企画、運営、
参加者募集など

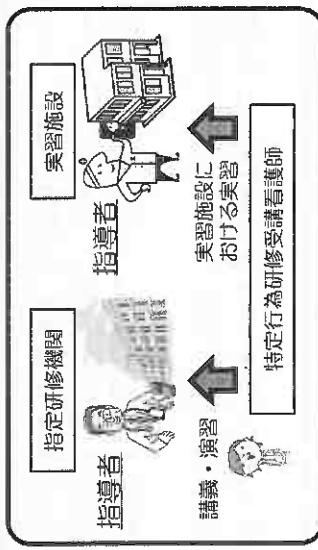
○指導者リーダー育成

- ・ 目 的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・ 概 要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ 委託先：公募により選定された団体

実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ・ 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ・ 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ・ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ・ 調査結果の公表・周知 等
- ◆委託先：公募により選定された団体



委託先団体



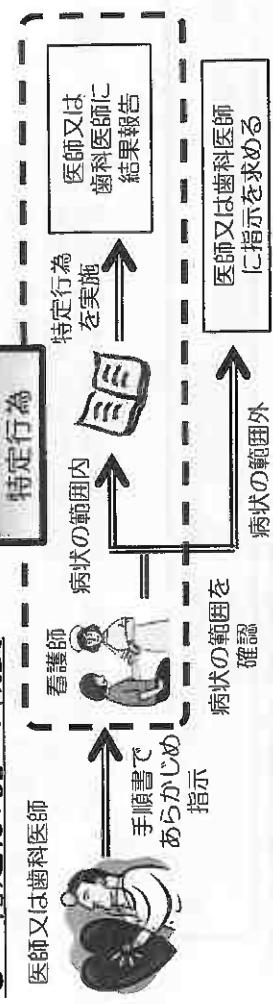
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設設備整備事業（医療提供体制施設整備交付金のメニュー事業）

令和2年度概算要領 医療提供体制施設整備交付金 41億円の内数
(令和元年度予算額 76億円の内数)

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るために、個別に熟練した看護師のみではなくことから、医師等の判断を待たずに行順書により一定の診療の補助（特定行為）を行つ看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設設備整備やeラーニングを設置するため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカントリースルームの施設設備整備、研修受講者用の自習室の施設設備整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



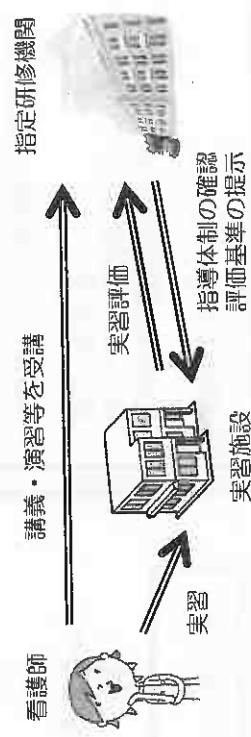
事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するための施設設備整備、研修受講者用の自習室の施設設備整備等に必要な経費に對する支援を行う。

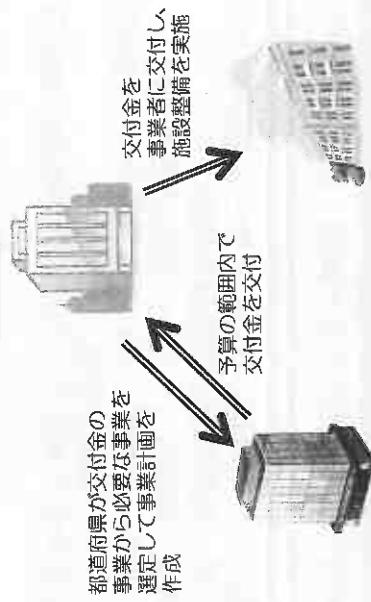
（交付先） 都道府県（指定研修機関等（予定を含む））
（対象経費） 研修を実施するためのカンファレンスルームやeラーニングの設置、研修受講者用の自習室等の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費

（調整率） 0.5

○研修実施方法の概要



都道府県



指定研修機関等

厚生労働省

看護師の特定行為研修を行なう指定研修機関（1／3）（39都道府県113機関（2019年8月現在））

所在地	指定研修機関名	区分数	所在地	指定日	指定研修機関名	区分数	指定日
北海道	旭川赤十字病院 医療法人社団 エス・エス・ジェイ 札幌整形循環器病院 学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学科研究科 児科看護学専攻 清水赤十字病院 社会医療法人惠和会 西岡病院	2区分 3区分 13区分 1区分 1区分 8区分 7区分 4区分 2区分 1区分 16区分 6区分 4区分 18区分 14区分 7区分 20区分 2区分	群馬 埼玉 千葉 東京 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木	2014/7/19 2018/8/30 2015/10/1 2019/2/21 2017/8/2 2018/2/19 2015/10/1 2019/2/21 2019/2/21 2016/2/10 2019/9/30 2018/2/19 2017/2/27 2015/10/1 2016/2/10 2019/9/30 2017/2/27 2016/8/4 2016/2/10 2017/2/27 2016/6/4 2018/8/30 2015/9/1 2019/8/30	公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院 医療法人群馬会 群馬病院 医療法人社団赤十字病院 医療法人埼玉医科大学 上尾中央総合病院 埼玉医科大学学園総合医療センター 社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院 医療法人鍊慈会 魁田総合病院 一般社団法人 日本慢性期医療協会 医療法人財团慈生会 野村病院 医療法人社団 明芳会 学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学科 学校法人国際医療福祉大学国際医療福祉大学大学院 医療福祉学科研究科保健医療学専攻 公益財団法人日産厚生会玉川病院 公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDC研修センター 公益社団法人日本看護協会 社会医療法人北医療財團 河北総合病院 社会医療法人社団正志会 花と森の東京病院 社会福利法人恩賜財團済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院 セコム医療システム株式会社 独立行政法人地域医療機能推進機構 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター 日本赤十字社 武藏野赤十字病院	1区分 1区分 5区分 13区分 7区分 12区分 9区分 1区分 2区分 8区分 21区分 21区分 5区分 5区分 14区分 3区分 1区分 7区分 10区分 10区分 2区分 5区分 5区分	2016/8/4 2019/8/30 2015/10/1 2016/2/10 2017/8/2 2019/8/30 2015/10/1 2018/2/19 2017/2/27 2019/8/2 2015/10/1 2016/2/10 2019/9/30 2017/2/27 2017/3/29 2016/2/10 2018/2/19 2018/2/19

看護師の特定行為研修を行う指定機関（2／3）

(39都道府県113機関 (2019年8月現在))

所在地	看護師登録認可	指定年	区分数	指定年	看護師登録認可	区分数	指定年
医療法人五星会 輝名記念病院		2017/8/2	1区分	2017/8/2	伊藤中央病院	4区分	2018/8/30
医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第1病院		2017/8/2	1区分	2017/8/2	学級法人佐久学園 佐久大学大学院看護学研究科 看護学専攻	8区分	2018/2/19
社会福祉法人恩賜財團清生金支帳 神奈川県厚生農業協同組合連合会 横浜市東部病院		2017/8/2	9区分	2017/8/2	社会福祉法人財團基泉会 相澤病院	4区分	2018/2/21
独立行政法人労働者健康安全機構		2019/2/21	8区分	2019/2/21	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜厚生病院	1区分	2018/8/30
柳沢市立赤十字病院		2019/2/21	2区分	2019/8/30	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	1区分	2019/4/30
学校法人日本医科大学 日本医科大学武蔵小杉病院		2019/8/30	2区分	2019/8/30	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中薗厚生病院	4区分	2018/8/30
学校法人 東海大学		2019/8/30	12区分	2019/8/30	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	2区分	2018/8/30
国立大学法人新潟大学 新潟大学医学部総合病院		2019/8/30	15区分	2019/8/30	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	1区分	2018/8/30
新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院		2019/8/30	1区分	2019/8/30	県北西部地域医療センター 北部白鳥病院	1区分	2019/2/21
新潟県厚生農業協同組合連合会 新潟医療センター		2019/8/30	1区分	2019/8/30	医療法人慈心会 桜草ハートセンター	3区分	2018/8/30
医療法人社団藤聖会 富山西総合病院		2019/8/7	1区分	2019/8/10	学校法人 聖隣学園 堅誠クリリストファー大学	1区分	2019/8/30
富山県立中央病院		2019/2/21	4区分	2019/2/21	公益社団法人有識厚生会富士病院	11区分	2018/8/30
富山市民病院		2019/2/21	2区分	2019/8/30	国立大学法人浜松医科大学 浜松医科大学医学部附属病院	8区分	2019/2/21
国立大学法人富山大学附属病院		2017/8/2	4区分	2017/8/2	静岡県立静岡がんセンター	3区分	2019/8/30
医療法人社团和栄仁 芳珠記念病院		2017/2/27	2区分	2017/2/27	社会福祉法人 聖隣福祉事業団	1区分	2019/8/30
公立能登総合病院		2017/8/2	1区分	2017/8/2	社会福祉法人 聖隣福祉事業団 総合病院 三方原病院	5区分	2019/8/30
公立松任石川中央病院		2017/8/2	4区分	2017/8/2	医療法人名古屋慈心会 名古屋ハートセンター	1区分	2019/2/21
国民健康保険小松市民病院		2017/8/2	2区分	2017/8/2	学校法人 藤田学園 大学院保健学研究科保健学専攻 看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
社会医療法人財團豊仙会 恵寿総合病院		2016/8/4	7区分	2016/8/4	愛知	学校法人 藤田学園 大学院保健学研究科保健学専攻	21区分
学校法人 新田学園 新田医科大学		2016/8/4	3区分	2016/8/4	福井	学校法人 新田学園 新田医科大学	6区分
市立敦賀病院		2018/8/30	1区分	2018/8/30	国立大学法人名古屋大学 名古屋大学医学部附属病院	13区分	2019/2/21

看護師の特定行為研修を行つ指定研修機関 (3/3) (39都道府県113機関 (2019年8月現在))

所在地	指定研修機関名	指定日	区分数	指定研修機関名		区分数	指定日
				所管部	指定期間		
滋賀	国立大学法人造賀医科大学	2016/7/2/10	10区分	岡山	学校法人 川崎学園	13区分	2017/2/27
京都	医療法人社団洛和会 洛和会普羽病院 市立福知山市民病院	2015/10/1	7区分	広島	公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	8区分	2019/8/30
大阪	医療法人藤井会石切生善病院 公益社団法人 大阪府看護協会	2019/9/30	1区分	山口	国立大学法人 広島大学病院	6区分	2019/2/21
	社会医療法人愛仁会	2019/2/21	2区分		医療法人善会 ウエストジャパン看護専門学校	2区分	2019/2/21
	社会医療法人きつこう会 多根総合病院	2018/2/19	13区分	香川	総合病院 山口赤十字病院	2区分	2018/2/19
	社会福祉法人恩賜財團済生会支部大阪府済生会 県済医療福祉センター	2016/2/10	6区分		高松赤十字病院	4区分	2018/2/19
	大阪赤十字病院	2017/2/27	4区分		独立行政法人国立精神疾患センター 四国こどもとおとな医療センター	3区分	2017/2/27
	公立大学法人大阪市立大学	2016/2/10	10区分	高知	社会医療法人 近森会 近森病院	3区分	2016/8/4
	社会医療法人愛仁会	2017/2/27	4区分		社会医療法人 戸畠共立病院	1区分	2018/2/19
	社会医療法人きつこう会 新渠磨病院	2019/2/21	2区分	福岡	社会医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院	2区分	2017/8/2
	社会福祉法人恩賜財團済生会支部大阪府済生会 県済医療福祉センター	2019/8/30	4区分		社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	2区分	2017/8/2
	大阪赤十字病院	2019/6/30	8区分		福岡赤十字病院	5区分	2018/8/30
	国立研究開発法人 国立保健器病研究センター	2018/6/30	2区分		社会医療法人諫仁会 山元記念病院	1区分	2018/8/30
	医療法人社団慈恵会新渠磨病院	2018/6/30	11区分		社会医療法人 祐愛会櫻田病院	1区分	2017/8/2
	学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修センター	2017/2/21	5区分	佐賀	地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	3区分	2019/2/21
	姫路赤十字病院	2018/2/19	1区分		独立行政法人國立病院機構熊本医療センター	3区分	2019/2/21
	神戸アドベンチスト病院	2019/8/30	10区分		公立大学法人 大分県立看護科学大学大分県立看護科学 大学病院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	公立大学法人奈良県立医科大学	2015/10/1			社会医療法人敬和会 大分医療院	2区分	2018/8/30
	公立大学法人和歌山県立医科大学	2017/2/27	6区分		公益財団法人 大分県立看護科学大学大分県立看護科学 大学病院看護学研究科看護学専攻	2区分	2019/2/21
	日本赤十字社和歌山医療センター	2019/2/21	3区分		公立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	8区分	2016/8/4
	国際大学法人 篠取大学医学部附属病院	2018/2/19	5区分	鹿児島	医療法人沖縄徳洲会 南部徳洲会病院	2区分	2018/8/30
	鳥取赤十字病院	2019/2/21	5区分		国立大学法人琉球大学医学部附属病院	2区分	2018/2/19
	松江市立病院	2019/2/21	2区分		社会医療法人仁愛会 清添総合病院	3区分	2018/2/19
	松江赤十字病院	2019/2/21	1区分				
	島根県立中央病院	2019/8/30	3区分				

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

背景・事業目的

- ▶ 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死に診断書を交付している。
- ▶ 一方で、看取りのため住み慣れた場所を離れて病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がある。

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での権やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過しても、以下のa～e全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早限死亡することができる
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携が困難やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教養を受けた看護師が、死の兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を探して医師に報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせて患者の状況を把握すること



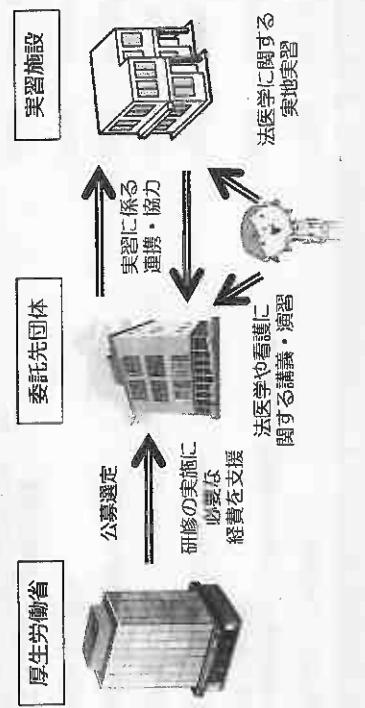
「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定（医政第0912第1号 平成29年9月12日医政局長通知）
H28年度厚生労働科学研究ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

事業概要

ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業【拡充】 要求額：28,543千円
『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』の実施
サテライト受講可能な体制を整えるための経費補助、医師向け研修の開催

厚生労働省
公募選定

実習施設
委託先団体



- ◆ 法医学に関する一般的な事項
- ◆ 死因查明、死因検討制度、死因討論、内因性死、外因死
- ◆ ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方（意思決定支援等）
- ◆ 実際に使用する機器を用いたシミュレーション
- ◆ 2体以上の死体検査
又は解剖への立ち会い

看護教員及び実習指導者の資質向上

看護教員等養成支援事業(通信制教育)令和2年度年度概算要求額 8,111千円 令和元年度予算額 80,301千円

看護師等養成所における看護教員や実習受入施設における実習指導者の質・量を確保するため、看護教員養成講習会（855時間）及び実習指導者講習会（240時間）を都道府県等において実施。
看護教員養成講習会及び実習指導者講習会は、就労しながら講習会を受講できるよう、教育内容の一部（375時間）にeラーニングを導入・提供し、受講促進を図っている。

【課題】

- eラーニング導入から5年が経過し、医療・看護を取り巻く環境の変化を踏まえ、eラーニングの内容や画像を含めた全体的な見直しが必要。
- 平成32年末には動作環境（Flash Player）のサポート終了に伴い、使用不可となる見込み。
- 看護基礎教育検討会（平成30年4月から実施）において、今後の看護教員及び実習指導者のあり方等についても検討する予定。

（参考）今までのeラーニング事業経緯

H24年度	eラーニング内容・学習ガイドライン作成
H25年度	専任教員養成講習会でeラーニング導入開始
H26年度	実習指導者講習会でeラーニング導入開始
H27年度	特定分野における実習指導者講習会でeラーニングを導入開始

概要

さうなる看護教員・実習指導者養成促進のために、eラーニングの見直しを行う

- 看護基礎教育検討会（平成30年4月から実施）における看護教員及び実習指導者のあり方等に関する議論を踏まえ、有識者により新たなeラーニング内容の検討を行う。
- 上記の検討を踏まえ、新たなeラーニング内容を作成する。

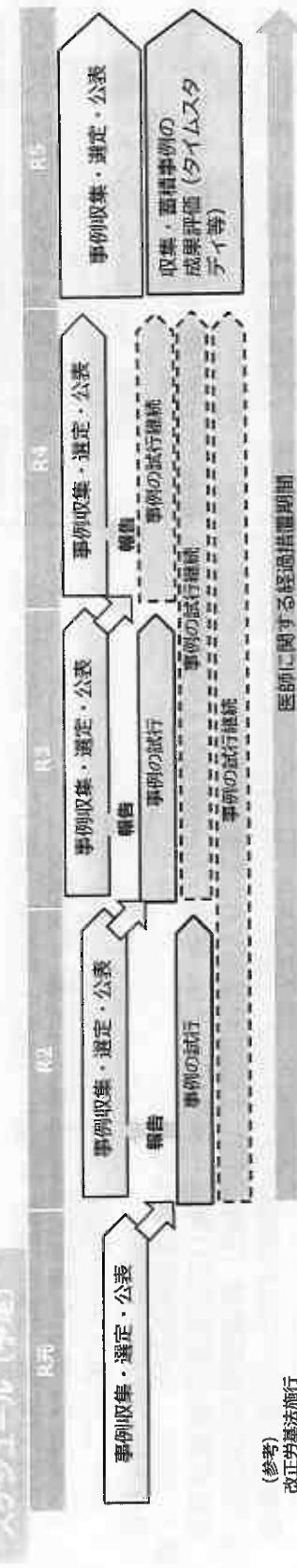
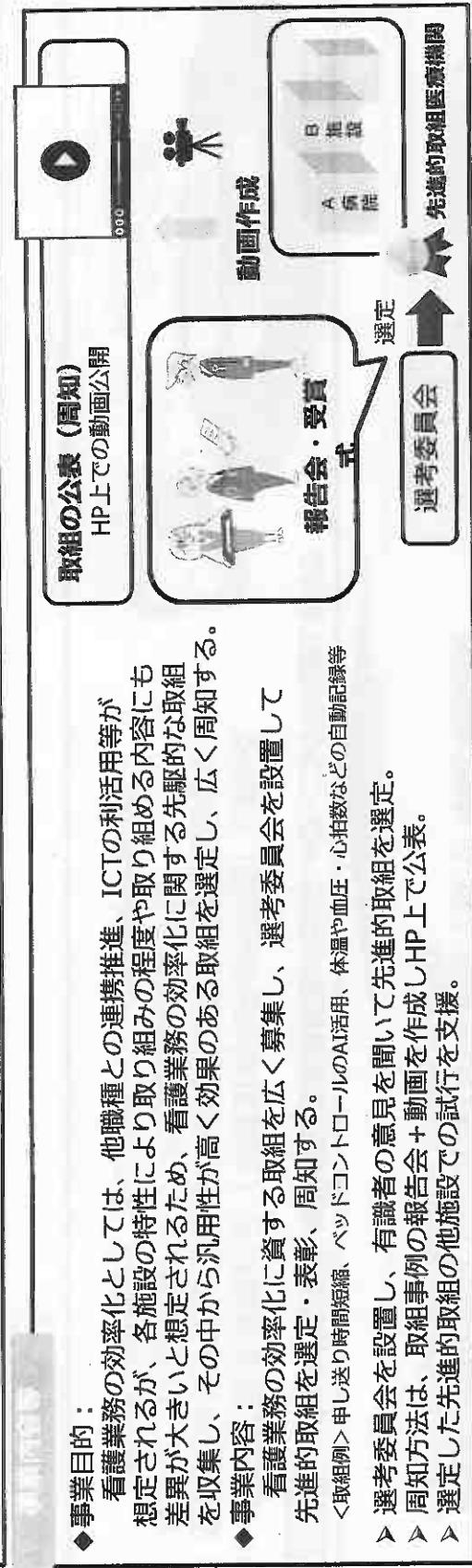
スケジュール（予定）



看護業務効率化先進事例収集・周知事業【継続】

令和2年度概算要求額 26,821千円（令和元年度予算額 26,821千円）

「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」（平成29年4月6日）や「医師の働き方改革に関する検討会」（平成29年8月から実施）において、医師から看護職へのタスク・シフティング（業務の移管）の推進が議論され、看護職の活躍の場や業務の拡大が期待されている。看護職の活躍の場や業務の拡大に伴い、これまで以上に看護業務の効率化を図り、看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上が必要となる。



公募により選定した団体

中央ナースセンターの機能強化

現状と課題

- 2025年の地域医療構想の実現のためには、医療提供体制を踏まえた看護職の人材確保が必要であり、そのためには、ナースセンターの復職支援機能をより一層強化する必要がある。

【現状】

- ① 平成27年10月から復職強化の取組として、届出制度開始
- ② 求人施設にも無料で職業紹介を実施
- ③ 平成30年12月から看護職の多様なキャリアと働き方を応援するサイト「ナースストリート」を構築

拡充内容

都道府県ナースセンターの機能強化を図るために、中央ナースセンター事業の拡充を図る。

- 届出制度にかかるPR動画の作成・配信(①、④)
届出を促すとともに、資質向上や復職に対する不安軽減、育児中や交通の便が悪い地域に住んでいる方の復職支援の強化
- インターネットを経由した無料職業紹介や看護師等免許保持者の届出データベースなどのシステム改修(②、⑤、⑥)
求人検索機能の強化(条件緩和や人の優先表示機能、沿線検索機能)や求人登録の負担軽減による利便性の向上
- 都道府県ナースセンターの職業紹介業務評価指標機能の開発による、PDCAサイクルによる業務改善
無料職業紹介や届出データベース、ナースストリートへ簡単にアクセス・利用できるアプリの開発
- 家族の理解・協力を得ながら、育児と仕事を両立していた事例を調査し、ナースストリートに掲載(③、⑦)
育児などで離職を考えている者に対する情報発信することによる看護職としてのキャリア継続
- 「地域に必要な看護職員確保推進事業」の推進(⑧)
中央ナースセンターを介した都道府県ナースセンターによる本事業の実施支援や、事業の好事例の情報提供等の推進

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

利用者ニーズへの対応のためのシステム機能改修の検討



求人検索機能の強化(条件緩和や優先表示や沿線検索等)、求人登録の負担軽減、
都道府県ナースセンター評価指標機能の開発、アプリの開発など

補助先

復職支援の強化

中央ナースセンター指定機関(公益社団法人日本看護協会)中央ナースセンター機能強化団法人日本看護協会
補助率

ナースセンター事業（概要）

中央ナースセンター事業 令和2年度概算要求額 令和元年度予算額
342,661千円 347,633千円

(ア) 中央ナースセンター

1か所(各都道府県ナースセンターの中央機関)

(イ) 都道府県ナースセンター 47か所(看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関)

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、次の事業を行う。

① 近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業

② 高齢社会の到来に対するための訪問看護支援事業(訪問看護師養成講習会等)
※人材確保法、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年)

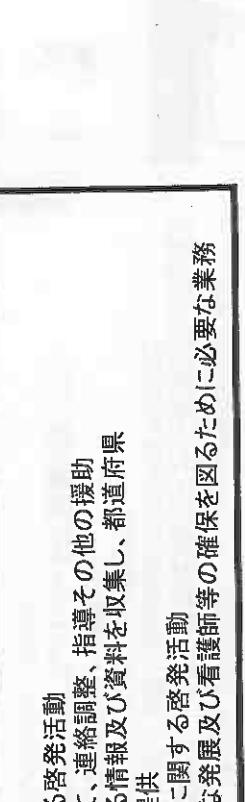
③ 看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

ナースセンター組織図

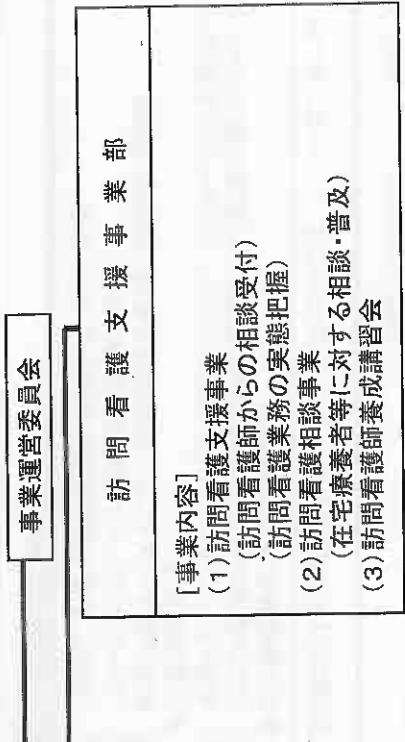
「事業概要」

- ① 都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動
- ② 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整、指導その他の援助
- ③ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供
- ④ 2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動
- ⑤ その他都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務

中央ナースセンター(人材確保法第20条)



都道府県ナースセンター(人材確保法第14条) ※平成10年度 運営費を一般財源化



重点地域(支所設置) 「事業内容」

(北海道、東京都、神奈川県、静岡県 等)・再就業相談事業

ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- 看護師等免許保持者による届出制度の創設 - 看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- ナースセンターの機能強化 - 復職に関する情報提供などに求職者に対する柔軟な支援、就職あわせんと復職研修の一体制実施などニーズに合った

- 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化

都道府県ナースセンター

届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援

[支援の例]

- ・復職意向の定期的な確認
- ・医療機関の求人情報の提供
- ・復職体験談等のメールマガジン
- ・復職研修の開催案内
- ・「看護の日」等のイベント情報
- ・その他復職に向けての情報提供

届出データベース
「とどけるくん」

離職時の届出
※代行届出も可

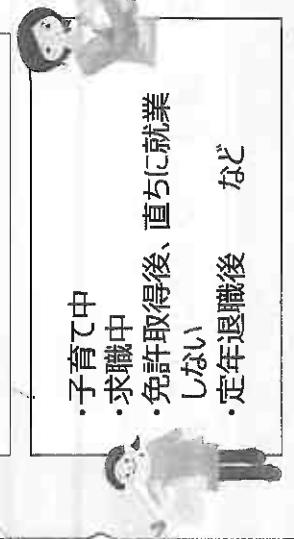
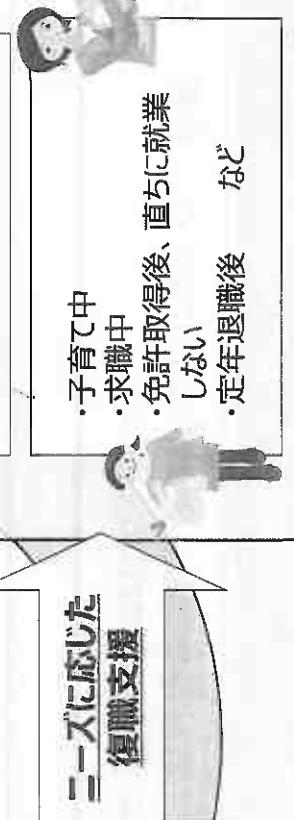
届出

支援体制
強化

連携

助言等

都道府県看護協会が
医師会、病院団体等と
ナースセンターの事業運
営について協議



- ・子育て中
- ・求職中
- ・免許取得後、直ちに就業しない
- ・定年退職後など

ハローワークや医療勤務
環境改善センター等と密接に連携
(支所等の整備)

■ 看護師等 人材確保法に基づく 看護師等免許保持者の届出（平成27年10月1日施行）

○看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）は、病院等を離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。

1 届け出るタイミング

①病院等を離職するなど以下の場合

- 病院等を離職した場合 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

2 届け出る事項

- 氏名、生年月日及び住所
- 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 就業に関する状況

3 届け出る方法

■ 届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。

https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/（看護師等の届出サイト「とどけるん」）



4 関係者による届出の支援

①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 病院等の開設者 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の学校及び養成所の設置者

②「支援」とは、看護職員に対して届出を行うよう促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所においてはキャリア教育の一環として届出制度について学生を教育する 等

ナースセンター・ハローワーク連携事業の概要

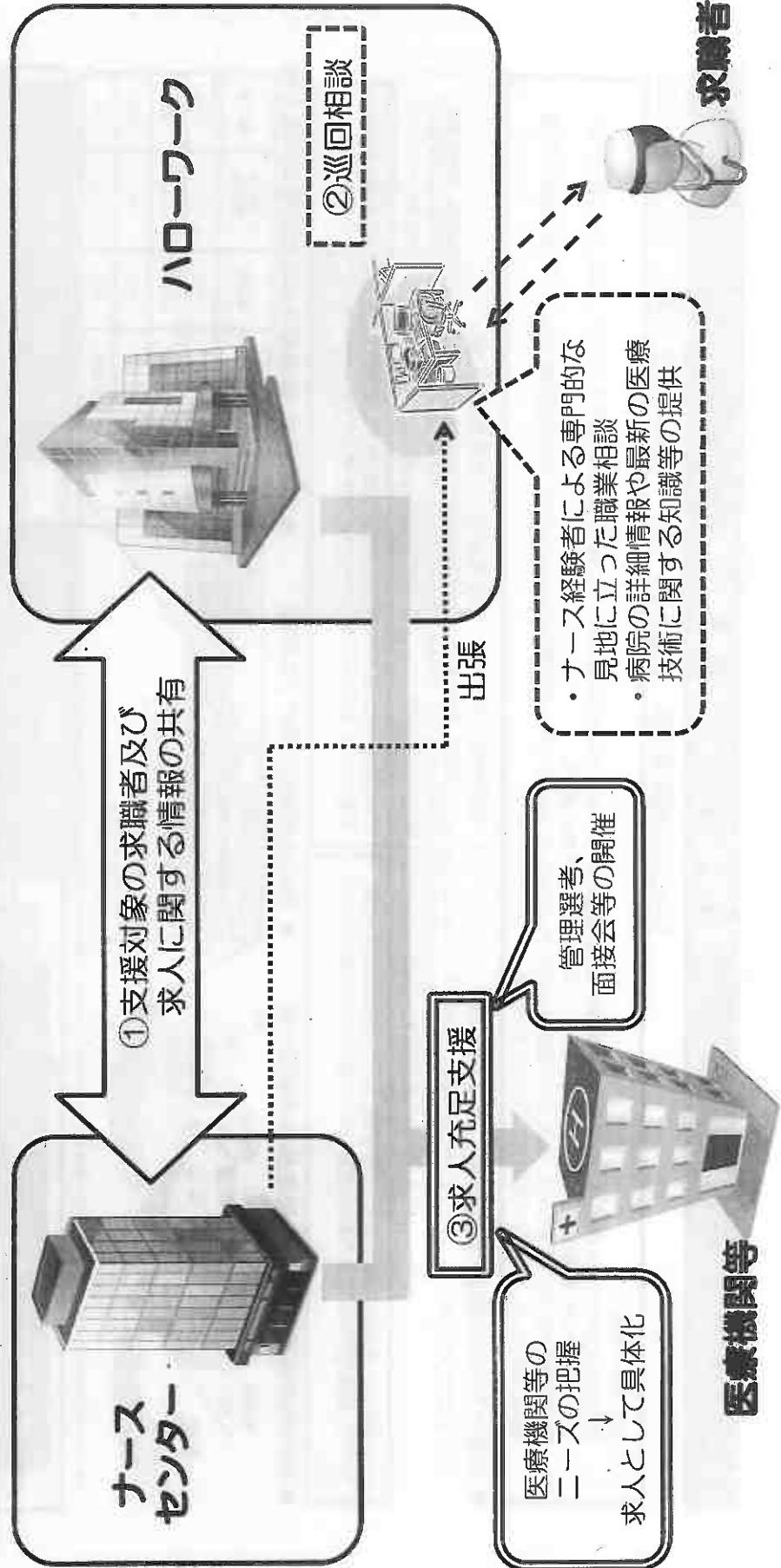
事業目的及び事業内容

ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）への就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングの強化を実施。

【主な事業内容】

- ① 支援対象の求職者及び求人にに関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、支援対象の医療機関等を対象とした求人充足支援

令和2年度概算要求額 医療提供体制推進事業費補助金 235億円の内数
人材確保対策コーナー等運営費 39億円の内数



助産師活用推進事業

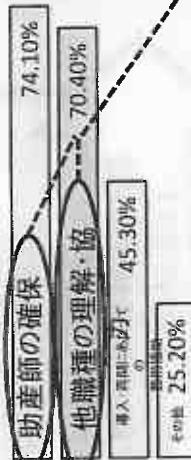
令和2年度概算要求額 83,850 千円（令和元年度予算額 61,290 千円）

- <助産師活用の背景>
 - 積極的な助産師活用の場として、院内助産、助産師外来、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
 - 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

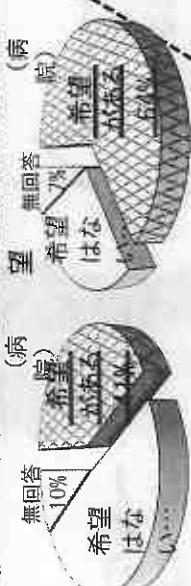
■ 助産ケア中心の妊娠・出産支援システムのメリット

- 産婦人科診療ガイドラインでは、院内助産システムについてのメリットが示されている。
 - 「院内助産」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊娠・分娩を行い、助産師が妊娠・分娩から肯定的(満足度が高い)評価を受ける可能性がある。研究結果は、「助産師が責任を持ち、妊娠から分娩まで助産師が深く関わった場合は、当該妊娠の満足度が高いためを指摘しており、全妊娠において分娩の約3割は全妊娠期間を通じて妊娠・分娩管理を行って良好な妊娠予後が得られる」と示唆している。(産婦人科診療ガイドライン2017)

■ 院内助産開設に向けた課題



■ 院内助産開設の希望



出典：平成28年度 分娩施設におけるミッドウーマンスタイルと循環ケア問題アンケート調査結果（日本看護協会）※実験型名（実験施設、実験型、実験施設）

■ 助産師出向の役割、計画立案・運営、評価等

- 多くの助産師が使用している高度医療機関においては、ハイリスク妊娠の増加による出向に上昇し、正常分娩の介助経験を積み重ねることで早期出向による実践能力を育成
- 協議会の設置 ○実践能力の高い助産師を育成
- 現在の看護師連携、助産師出向支援等の勉強会でも可（新規看護師連携会、出産研修会、派遣前研修会、産婦人科連絡会、新規看護行政担当者、育児経験者等）

■ 院内助産・助産師外来の開設数及び導入率

	箇所数	分娩取扱い箇所数	導入率
院内助産	160	1,031	16%
助産師外来	54	1,242	4%
助産師外来	563	1,031	55%
診療所	438	1,242	35%



- 産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施
- 院内助産・助産師外来実践会等
- シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイダンス改訂版 (H30) の周知



医療専門職支援人材確保・活用促進事業

概要と計画

- 医師の働き方改革を進めるにあたって、医師・看護師等の医療専門職から看護補助者や医師事務作業補助者のような医療専門職支援人材へのタスクシフトингが重要。
しかし、医療専門職支援人材については、
 - ① 医療機関によって研修実施の有無や内容にばらつきがあり、また、研修を実施していても入職時期が一定ではない場合が多く、タイムリーな研修実施が困難
 - ② 医療専門職支援人材となる可能性のある人材へのアプローチ（医療機関で働くことの魅力の発信等）不足
 - ③ 医療専門職支援人材の必要性及び活用方法について、医療機関管理者等の認識不足などの理由により、勤務経験が活かされる環境が整つておらず、必要な人材を確保することが難しい状況。
- また、患者等からの苦情対応は医療専門職を疲弊させ、生産性を下げる要因ともなっていることから、医療機関のマネジメント層に向けて、苦情対処の重要性や、苦情対応にかかる人材の活用方法等に関する啓発も必要。

○ 医師の働き方改革を進めるにあたって、医師・看護師等の医療専門職から看護補助者や医師事務作業補助者のような医療専門職支援人材へのタスクシフトингが重要。

- ① 医療専門職支援人材については、
 - ① 医療専門職支援人材の必要性及び活用方法について、医療機関管理者等の認識不足などの理由により、勤務経験が活かされる環境が整つておらず、必要な人材を確保することが難しい状況。
 - ② 医療専門職支援人材の必要性及び活用方法について、医療機関管理者等の認識不足などの理由により、勤務経験が活かされる環境が整つておらず、必要な人材を確保することが難しい状況。

- ② 医療専門職支援人材の必要性及び活用方法について、医療機関管理者等の認識不足などの理由により、勤務経験が活かされる環境が整つておらず、必要な人材を確保することが難しい状況。

- ③ 医療専門職支援人材の必要性及び活用方法について、医療機関管理者等の認識不足などの理由により、勤務経験が活かされる環境が整つておらず、必要な人材を確保することが難しい状況。

- ④ また、患者等からの苦情対応は医療専門職を疲弊させ、生産性を下げる要因ともなっていることから、医療機関のマネジメント層に向けて、苦情対処の重要性や、苦情対応にかかる人材の活用方法等に関する啓発も必要。

事業内容等

令和元年度の医療関係者との勉強会及び医療専門職支援人材実態調査研究（厚生科学研究費・予定）の結果をもとに、医療専門職支援人材の確保・活用のため以下の取り組みを行う。

- ① 医療専門職支援人材向け入職研修のeラーニング作成（看護補助者向けコースのほか、医療機関で働く全ての医療専門職支援人材向け共通コースを設定）※医療安全や秘密保持等の基礎知識と業務の概要を学ぶ
- ② 医療専門職支援人材の業務内容や魅力、医療専門職支援人材になる方法等を示したポスターやPR動画等を作成し、高校やハローワーク等で配布するなど、関係者へ周知を行う。※医療のかかり方の周知とタイアップし、ニア層含めて幅広く周知
- ③ 医療機関マネジメント層向けの支援人材活用プログラムの開発
医療専門職支援人材の活用等に関するプログラム開発を行う。この中では、専門職種が患者とのトラブルにより生産性を下げることのないような苦情対応にかかる人材の活用方法等についてのプログラムの開発・展開も行う。
- ④ 医療機関マネジメント層向けの医療専門職支援人材の活用・確保方法等に関する情報発信（シンポジウムの開催等）。

スケジュール（予定）

令和元年度

令和3年度

- ・医療専門職支援人材向け入職研修プログラムのeラーニング作成
- ・医療専門職支援人材確保活用キャンペーン（パンフレット、PR動画、シンポジウム、医療のかかり方普及促進事業と連携）
- ・医療機関マネジメント層向けの支援人材活用プログラムの開発
- ・医療機関マネジメント層向けに支援人材活用方策等を展開（シンポジウム等）

云々 検討中

看護職員の確保策を実施するために必要な経費

事業名	医療現場における暴力・ハラスメント対策普及啓発事業	令和2年度概算要求額	令和元年度予算額 0千円
-----	---------------------------	------------	-----------------

事業背景

平成30年度版「過労死等防止対策白書」において、労災支給決定(認定)事案の分析がされ、看護師については、精神障害の事案の割合が多く、その発病に関与したと考えられる業務によるストレス要因は、患者からの暴力や入院患者の自殺の「事故や災害の体験・目撃をした」が約8割とされており、患者からの暴力等に対する対策が必要である。

事業目的

平成31年度特別研究「看護職等が受けける暴力・ハラスメントに対する実態調査と対応策に向けた研究」においてとりまとめられた内容を活用し、施設種別によっては、暴力・ハラスメントに対する対応方針等が異なることから、病院・診療所・在宅の施設別に研修が受講できる暴力・ハラスメントに対する教材(e-ラーニング)を作成・周知することで、医療機関等における暴力・ハラスメント対策の実施を促し、離職防止を図る。

事業概要

- 看護職等が受けける暴力・ハラスメントに対する組織的な対応を促すためのマニュアルを活用し、個々の医療機関等でどのような取組を行っていいか等の教材(e-ラーニング)を開発。
- 個々の医療機関等で活用してもらうために、幅広く周知を行う。

スケジュール



補助先(委託先)

公募

令和2年度概算要求額 33,589千円（令和元年度予算 0千円）

Nursing Nowキャンペーンについて

Nursing Now Campaignの概要

- 看護職への関心を深め、社会への貢献を最大にすることが目的。
- 2020年のナイトンケール生誕2000年記念の一環として実施。
- 英国グローバルヘルスに関する議員連盟が提唱し始めた2018年～2020年の3か年のキャンペーン。
- 英国のレポートで、社会の中で看護師は、人々の健康、ジェンダー平等、そして経済発展に貢献すると報告されている。
- 世界保健機関（WHO）、国際看護師協会（ICN）などが連携。
- 現在80カ国以上の国が参加。

Nursing now

日本のNursing Now キャンペーンの概要

- 5月11日に、Nursing Nowキャンペーン実行委員会（Nursing Now Campaign in Japan : NNCJ）が発足（厚労省：オブザーバー）
- 期間は2019年5月11日～2020年12月31日
- 日看協Web特設サイトで活動を国内外へ情報発信（各団体のWebリンク）
- 2020年予定：「看護の日」30周年記念イベント等

【参考団体：30】

日本看護協会・日本看護連盟（Nursing Nowカルグループ）、日本保健師会、全国助産師会、日本精神科看護協会、日本看護学校協議会、日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会、日本看護系大学協議会、日本私立看護系大学協会、全国保健師教育機関協議会、看護管理者会、看護系学会等社会保険連合、笹川保健財团、木村看護教育振興財團、WHOプライマリヘルスケア看護開発協力センター／聖路加国際大学、災害健康危機管理WHO協力センター／兵庫県立大学地域ケア開発研究所、国立国際医療研究センター、日本赤十字社医療事業推進本部看護部、労働者健康安全機構、国立大学病院看護部長協議会、全国自治体病院看護部長協議会、全国立病院看護部長協議会、看護部会、国家公務員共済組合連合会、日本産業保健師会、日本看護師会、日本看護学会、各都道府県看護協議会、日本看護学会、日本精神科病院協会、日本医療法人協会、日本看護人権センターCOML
【後援団体：13】
日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、全国自治体病院協議会、全国老人保健施設協議会、日本労働組合総連合会、ささえあい医療人権センターCOML
(2019年5月11日現在)



<https://www.nursingnow.org/>



https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/nursing_now/index.html

経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

令和2年度概算要求額 62,355千円(令和元年度予算額 62,355千円)

経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修を実施するとともに、外国人看護師候補者受入施設における就労・研修が円滑に進むよう、看護専門家及び日本語専門家等による受入施設に対する巡回訪問を実施し、看護分野や日本語の研修方法等について指導するとともに、受入施設や候補者からの相談・苦情等に対応する。

(対象経費) 人件費、謝金、旅費、光熱水料、賃金及び賃料、消耗品費等
(委託先) 公益社団法人国際厚生事業団(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

外国人看護師候補者学習支援事業

令和2年度概算要求額 103,640千円(令和元年度予算額 103,640千円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るために、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等
(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

令和2年度概算要求額 医療提供体制推進事業費補助金 235億円の内数
(令和元年度予算額 230億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするためには必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県 (間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)
(対象経費) 報償費等
(基準額) i) 117千円/人 ii) 461千円/施設
(補助率) 定額

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

（1）病床の機能分化・連携

- 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備
院内助産所や助産師外来を開設しようとするとする病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

（2）在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

- 県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。
上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

- 訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させたための講演会等を実施する。
上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

- 訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

- 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備
 - 看護師等養成所の施設・設備整備看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に対する支援を行つ。
 - 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
 - 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施看護管理者向けに看護業務の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
 - 看護職員の就労環境改善のための体制整備短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
- 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
- 医療勤務環境改善支援センターの運営医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うための経費に対する支援を行う。

令和2年度地域保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省健康局健康課保健指導室
令和元年8月

地域保健対策

8. 3億円※

1. 地域保健対策の総合的な推進

2. 1億円

地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進する。

(主な事業) 地域保健総合推進事業

1. 5億円

2. 人材育成対策の推進

78百万円

地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制の構築を推進するとともに、円滑な人材育成を実施するための支援策を講ずる。

(主な事業) 地域保健従事者現任教育推進事業

50百万円

3. 地域・職域連携体制等の推進

65百万円

広域的な地域・職域保健の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。

(主な事業) 地域・職域連携推進事業

64百万円

4. 地域健康危機管理対策の推進

4. 8億円

地域での健康危機管理体制の確保のための体制の整備等を図る。

(主な事業) 健康安全・危機管理対策総合研究事業 (※厚生科学課計上)

3. 9億円

5. 被災地の健康支援活動に対する支援【復興】

被災者支援総合交付金(復興庁所管) 167億円の内数

東日本大震災により長期にわたり仮設住宅で生活する被災者の健康状態の悪化を防ぐため、被災3県(岩手、宮城、福島)における仮設住宅に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動やその提供体制づくりの推進に必要な経費について財政支援を行う。

・被災地健康支援事業

(交付先) 岩手県、宮城県、福島県

※ 他局計上分を含む。

被災地健康支援事業については、被災者支援総合交付金(復興庁所管) 167億円の内数として一括計上のため、地域保健対策関係予算の合計額に含まれない。

令和2年度母子保健対策関係概算要求の概要

厚生労働省子ども家庭局母子保健課



(令和元年度予算) (令和2年度概算要求)
27,597百万円 → 31,380百万円
【推進枠 5,938百万円】

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

1 母子保健医療対策の推進

23,149百万円 → 26,151百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～ 【一部推進枠 5,604百万円】

(1) 子育て世代包括支援センターの全国展開等【一部推進枠】

3,803百万円 → 4,952百万円

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、共同で設置するなどの、地域の実情に応じた実施方法を支援することなどにより、設置促進を図るとともに、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」などを実施し、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図る。

「産後ケア事業」については、市町村間での共同実施を支援することなどにより、さらなる設置促進を図る。

また、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援の実施し、また、多胎妊産婦や多胎家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行う。

※「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施。

(令和元年度) (令和2年度要求)

・産前・産後サポート事業 477市町村 → 547市町村

※ 多胎ピアサポート支援や育児等サポーターの派遣による支援を創設

・産後ケア事業 961市町村 → 1,181市町村

・子育て世代包括支援センター開設準備事業 200市町村 → 250市町村

(2) 生涯を通じた女性の健康支援事業【一部推進枠】 253 百万円 → 2,346 百万円

生涯を通じた女性の健康の保持増進等を図ることを目的とし、「健康教育事業」、「女性健康支援センター事業」、「不妊専門相談センター事業」、「HTLV-1 母子感染対策事業」を実施。

このうち、「健康教育事業」において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、わかりやすい講習方法や、伝えるべき事項などの研修を行う。

また、予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチや、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

(令和元年度) (令和2年度要求)

・若年妊婦等支援事業【新規】 → 250 か所

(3) 産婦健康診査事業【一部推進枠】 1,268 百万円 → 1,826 百万円

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

(令和元年度) (令和2年度要求)

・産婦健康診査事業 338,180 件 → 486,801 件

(4) 不妊治療への助成 16,376 百万円 → 16,375 百万円

不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。

(5) 新生児聴覚検査の体制整備事業【一部推進枠】 49 百万円 → 436 百万円

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新たな取組みとして、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(6) 子どもの死因究明体制整備モデル事業【新規・推進枠】 0 百万円 → 59 百万円

子どもの死因究明 (Child Death Review) について、制度化に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を試行的に実施する。

(7) 子どもの心の診療ネットワーク事業 117 百万円 → 124 百万円

様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中心とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

(8) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 32 百万円 → 34 百万円

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、熊本県、熊本県内市町村、岡山県、岡山県内市町村、広島県、広島県内市町村、愛媛県及び愛媛県内市町村に対して補助を行う。

2 未熟児養育医療等 3,636 百万円 → 3,627 百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 研究事業の充実(成育疾患克服等総合研究事業及び健やか次世代育成総合研究事業)

729 百万円 → 962 百万円

【一部推進枠 334 百万円】

生涯にわたる健康の礎をなす妊娠期、小児期の心身の健康課題や、近年の社会及び家庭環境の変化等により多様化している課題等の解決に向け、病態の解明や予防及び治療のための研究開発を行うとともに、保健・医療・福祉分野に関する政策提言型の基盤的研究を実施することにより、母子保健対策の充実を図る。

4 健やか親子21(第2次)の推進 20 百万円 → 20 百万円

母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」について、国民運動としてより効果的な取組を進めるための普及啓発を実施する。また、第2次計画（平成 27 年度から平成 36 年度）の中間評価を実施し、取組の推進に向けた計画の見直し等を行う。

5 旧優生保護一時金の支給等 0 百万円 → 528 百万円

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、厚生労働大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援を行う。

6 その他

63百万円 → 91百万円

上記施策の他、母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

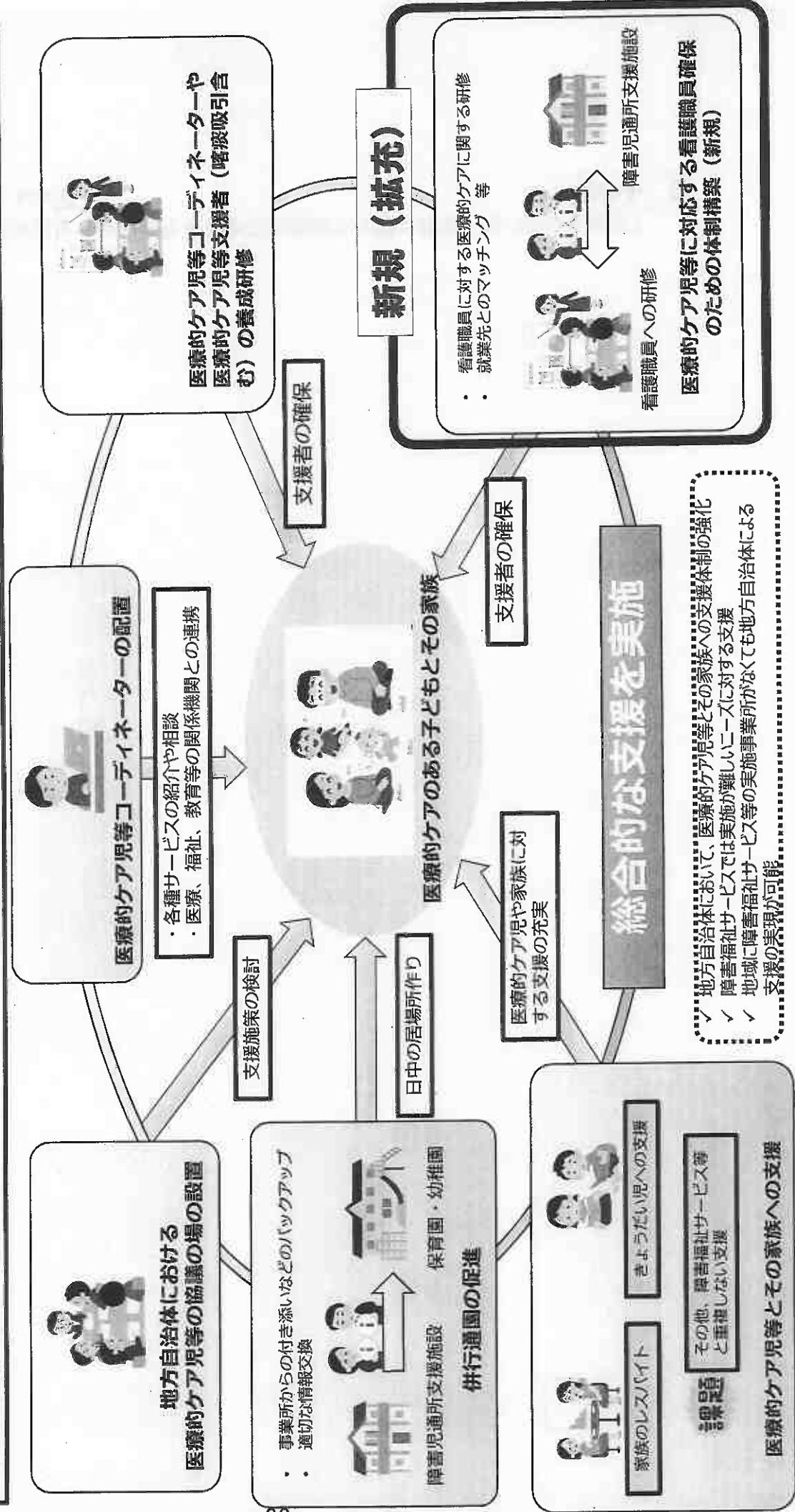
医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族のために～

障害保健福祉部

【事業内容】

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。
【実施主体】都道府県・市町村 【令和2年予算要求】地域生活支援促進事業 198,543千円（128,543千円）<拡充>



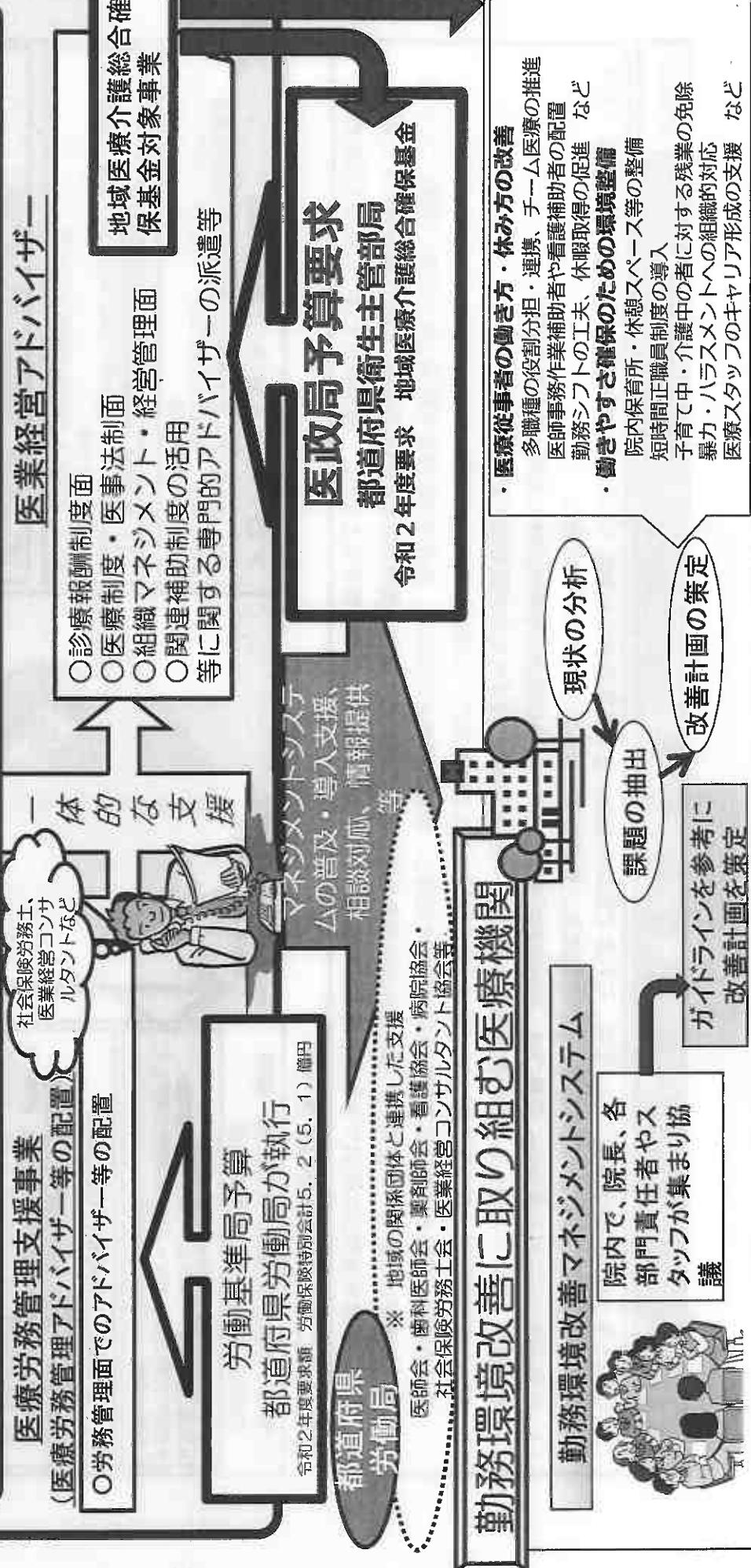
医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関への支援体制の構築（平成26年10月1日施行）

【事業イメージ（全体像）】

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国の指針・手引きを参考して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県に、こうした取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。センター事業は地域の医療関係団体等による実施も可能。（都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態が可能。）

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート



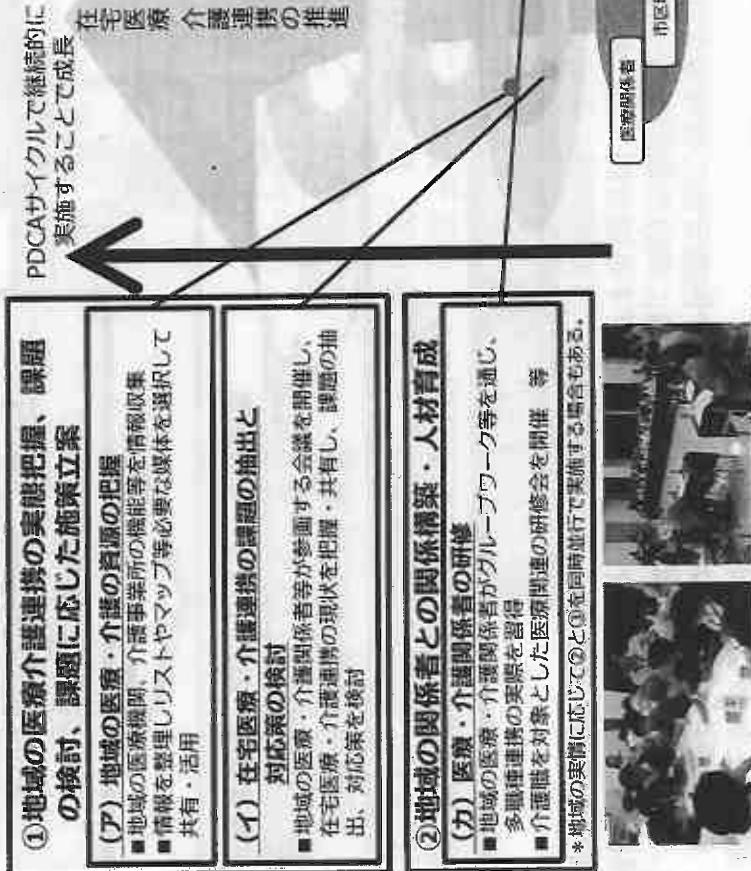
在宅医療・介護連携推進事業

老健局

包括的支援事業（社会福祉充実分）
534億円の内訳

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～27年度）により一定の成果。それを踏まえ、平成26年介護保険法改正により制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、都市区医師会等関係団体と連携しつつ取り組む。
- 本事業の（ア）～（ク）の8つの事業項目すべてを、平成30年4月にはすべての市区町村が実施。
- 8つの事業項目は、都市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県は、市区町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ、保健所等を活用しながら、市区町村と郡市区医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援。
- 国は、事業実施関連の資料や手引き、事例集の整備、セミナーの開催等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

事業項目と事業の進め方のイメージ



教育訓練給付の拡充について

人材開発統括官

- 人づくり革命基本構想等を踏まえ、一般教育訓練給付について、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ引き上げ。

【人づくり革命基本構想（平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定）】（抄）

第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチエンジにつながる社会をつくるべきだ。

（教育訓練給付の拡充元）

一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。

一般教育訓練（2割）



※ 入門的・基礎的水準のものは、
当然に対象外。

教育訓練のコンセプト・イメージ・パフォーマンス評価

専門実践教育訓練（最大7割）



受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%等によりパフォーマンスを評価

受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%等によりパフォーマンスを評価

受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%等によりパフォーマンスを評価

医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会

1. 目的

- 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた医療従事者の需給の検討が必要であることを踏まえ、医師・看護職員等の医療従事者の需給を見通し、医療従事者の確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成27年12月より「医療従事者の需給に関する検討会」を開催。
- 同検討会に「看護職員需給分科会」を設け、看護職員の需給推計、確保対策等について検討。

2. 検討項目

看護職員の需給推計、看護職員確保対策等

3. 構成員(○は座長、○は座長代理)

池西 静江	日本看護学校協議会会长	伊藤 彰久	日本労働組合総連合会 総合政策局 生活福祉局長	大崎 和子	社会医療法人きつこう会多根総合病院 総看護部長	太田 秀樹	全国在宅療養支援診療所連絡会事務局長 日本医療法人協会副会長	太田 圭洋	九州大学名誉教授 ◎尾形 久美子	鎌田 釜范	日本看護協会常任理事 日本医師会常任理事	小林 島嶌	静岡大学大学院創造科学技術研究部特任教授 政策研究大学院大学教授	平良 孝美	沖縄県立南部医療センター。 こども医療センターフォン院長 全国訪問看護事業協会常務理事 全国自治体病院協議会副会長	高竹 賢治	全国衛生部長会会長 医療法人社団温光会 内藤病院理事長 自治医科大学看護学部学部長	中田 恵一	全国老人保健施設協会副会長 東京医科歯科大学医学部歯学総合研究科教授 読売新聞東京本社編集局生活部次長	内藤 春苗	日本看護協会看護研修学校校長 認定NPO法人さざえあい医療人権センターCOMIL 理事長	藤山 博	○伏見 清秀 ○本田 一美	平川 麻由美	森本 育子	山口 一美	○伏見 清秀 ○本田 一美	森本 育子	山口 一美
-------	-------------	-------	----------------------------	-------	----------------------------	-------	-----------------------------------	-------	---------------------	-------	-------------------------	-------	-------------------------------------	-------	--	-------	---	-------	---	-------	--	------	------------------	--------	-------	-------	------------------	-------	-------

*構成員は平成31年4月時点

4. スケジュール

- 平成28年3月28日(第1回)、6月10日(第2回)に、分科会を開催
- 平成30年9月より分科会を再開。平成30年9月27日(第3回)、平成30年10月29日(第4回)、平成31年1月17日(第5回)、平成31年1月31日(第6回)、平成31年2月25日(第7回)、平成31年4月25日(第8回)、平成31年6月3日(第9回)、令和元年6月27日(第10回)に開催。

看護基礎教育検討会

趣旨

◆ 少子高齢化が一層進む中で、地域医療構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要である。

◆ 患者のケアを担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ拡がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することができるよう、患者の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。

◆ 保健師においては、保健・医療・福祉・介護等の各分野及び関係機関、住民等との連携及び協働を支え、持続可能でかつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが求められ、助産師においては、周産期医療の高度化がさらにに加速する中で、女性の生涯における性と生殖について、家族や地域社会に広く貢献することが期待されている。

◆ 看護師については、共通して求められる知識や能力が培われるよう教育カリキュラムを拡充し、准看護師を見直す必要がある。

◆ また、「医師の働き方改革に関する検討会」が平成29年8月に設置され議論が開始されており、医師・他職種間等で行うタスク・シフティング（業務の移管）の有効活用についても指摘されている。



本検討会においては、看護職員を取り巻く状況の変化及び現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育(※)の内容と方法について、具体的な検討を行うことを目的とする。※看護師、助産師、看護師、准看護師について

検討事項

- ◆ 看護基礎教育を取り巻く現状と課題
- ◆ 将来を担う看護職員に求められる能力
- ◆ 免許取得前後に習得すべき能力を養うために必要な教育内容と方法
- ◆ 教育の多様性への対応（教育方法、教育体制等）
- ◆ 今後の教員や実習指導者等のあり方

構成員

◎:座長

安藝	佐香江	医療法人社団永生会法人本部統括看護部長
井伊	久美子	公益社団法人日本看護協会 副会長
池西	静江	一般社団法人日本看護学校協議会 会長
井村	真澄	元公益社団法人全国助産師教育協議会 会長
江崎	喜江	大阪府病院協会看護専門学校 副学長
◎遠藤	久夫	国立社会保障・人口問題研究所 所長
太田	秀樹	一般社団法人全国在宅療養支援診療所連絡会 事務局長
金毫	敏	公益社団法人日本医師会 常任理事
木澤	晃代	日本大学病院 看護部長
木村	元	一橋大学大学院社会学研究科 教授
酒井	郁子	千葉大学大学院看護学研究科附属専門職連携教育研究センター センター長
中島	由美子	医療法人恒貴会 訪問看護ステーション愛美園 所長
中谷	祐貴子	岡山県保健福祉部 部長
中西	亞紀	高槻市医師会看護事門学校 教務部長
額賀	修一	全国看護高等學校長協会 副理事長
馬場	武彦	一般社団法人日本医療法人協会 副会長
春山	早苗	自治医科大学看護学部学部長／教授
菱沼	典子	一般社団法人日本看護系大学協議会 理事
福島	富士子	東邦大学看護学部 学部長／教授
藤田	京子	蕨戸田市医師会看護専門学校 副校長
村嶋	幸代	一般社団法人全国保健師教育機関協議会 監事
山口	育子	認定NPO法人さえあい医療人権センター-COMI 理事長
山田	雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

スケジュール

平成30年4月 第1回検討会
看護師、保健師、助産師、准看護師の各WGを順次開催
令和元年夏頃

